



2021年1月12日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤澤信義
(コード番号)	8 5 0 8)
(上場取引所)	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	執行役員 常陸泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

シンガポールにおける進展は、以下のとおりです。

-2020年10月6日付けの当社適時開示「(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について」でお知らせしておりますとおり、シンガポール共和国の控訴裁判所は、GLの完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte. Ltd.（以下、「GLH」といいます。）、此下益司氏（以下、「此下氏」といいます。）ほか5社に対し、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）へ、損害賠償として、70,006,122.49米ドル及び131,817.80シンガポールドルの合計額とともに、シンガポールにおける訴訟費用を支払うよう命じる判決を言い渡しております。

-Jトラストアジアは、当該判決に基づく債権の回収のために強制執行を開始しており、本日までに、958,169.05シンガポールドルを差し押さえて、回収しました。更に、2021年1月11日、Jトラストアジアは、GLH及び此下氏より、当該判決の一部履行として、37,000,000米ドルを受領しました。Jトラストアジアとしては、当該判決に基づく債権の残額の回収に向けて引き続き尽力してまいります。

当社グループといたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、当社及びステークホルダーの利益の最大化に向けて、回収に最大限努めてまいります。

本件は、当社連結業績に影響を与えることとなりますが、その具体的な内容については精査中であり、確定次第、速やかに開示いたします。

以 上